

[中小企業倒産防止共済勘定]  
(基金経理)

## 19. リスク管理債権

(単位：円)

区分	共済貸付	一時貸付	合計
破綻先債権額 (A)	46,250,118,090	0	46,250,118,090
うち6か月以上延滞債権額 (B)	39,232,993,492	0	39,232,993,492
延滞債権額 (C)	36,769,660,675	60,250,000	36,829,910,675
3か月以上延滞債権額 (D)	5,391,936,565	0	5,391,936,565
貸出条件緩和債権額 (E)	38,286,081,993	0	38,286,081,993
合計 (F) = (A) + (C) + (D) + (E)	126,697,797,323	60,250,000	126,758,047,323
総貸付金残高 (G)	309,537,041,055	18,778,369,820	328,315,410,875
比率 (F) / (G) × 100	40.93%	0.32%	38.61%

(注) 1. 破綻先債権額 (A)

会社更生開始、民事再生開始、破産、和議開始、整理・特別清算開始の申し立てがあった債務者及び手形交換所で取引停止処分を受けた債務者に対する貸付金残高である。

なお、弁済期限を6か月以上経過して延滞となっている貸付金の残高である6か月以上延滞債権額 (B) を含む。

2. 延滞債権額 (C)

弁済期限を6か月以上経過して延滞となっている貸付金残高で、破綻先債権額 (A) に該当しないものである。

3. 3か月以上延滞債権額 (D)

弁済期限を3か月以上経過して延滞となっている貸付金残高で、破綻先債権額 (A) 及び延滞債権額 (C) に該当しないものである。

4. 貸出条件緩和債権額 (E)

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権額 (A)、延滞債権額 (C) 及び3か月以上延滞債権額 (D) に該当しないものである。

5. 中小企業倒産防止共済制度は、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、中小企業者が拠出した掛金を原資として、取引先が倒産した中小企業の連鎖倒産を未然に防止するため、法的要件を満たしていれば、一般金融機関並みの融資審査をすることなく、迅速な貸付けを行うことを目的としている。

6. 本制度は、中小企業倒産防止共済法に基づき運用されており、掛金総額の10倍に相当する額の範囲内で被害額に応じて、無担保、無保証人、無利子で貸付けを行うもので、貸付額の10分の1に相当する掛金が制度の財源として繰り入れられることが法律に規定されている。

7. 上記のとおり本制度は共済制度であり、中小企業者の経営内容、担保、保証人等の信用力を基に貸付けを行う通常の融資とは異なるものであるが、あえて金融機関と同様のリスク管理債権の分類を行うとすれば、上表のとおりとなる。